

酒類分科会資料

- 1 酒類分科会について
- 2 国税庁における酒類行政
- 3 酒類業をめぐる最近の状況
- 4 酒類業振興の取組
- 5 酒類の公正な取引環境の整備

《 参考資料 》

- 6 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例
- 7 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて

- 1 酒類分科会について
- 2 国税庁における酒類行政
- 3 酒類業をめぐる最近の状況
- 4 酒類業振興の取組
- 5 酒類の公正な取引環境の整備

《参考資料》

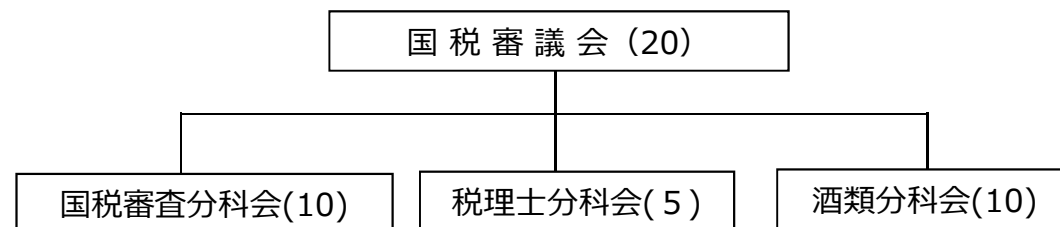
- 6 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例
- 7 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、それまで国税庁に設置されていた国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会の三つの審議会が統合され国税審議会が発足した。

国税審議会は、20人以内の委員で組織することとされており、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会の三つの分科会が置かれている。

＜国税審議会の組織＞



（注） 括弧内の数字は、定員を示す。

2 所掌事務

- （1） 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）
- （2） 税理士試験の受験資格の認定、試験科目の一部免除の認定、税務職員等に係る研修の指定及び執行（税理士法第5条、7条、8条、12条）
- （3） 税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第47条）
- （4） 酒類に関する公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の8）

3 国税審議会の活動状況（令和5年1月6日から令和7年1月5日までの間に開催された国税審議会）

回次	開催日	議題
第25回	令和5年3月15日	- 会長互選 - 国税審議会の概要及び各分科会の最近の活動状況 - 税務行政の最近の取組
第26回	令和5年12月5日	- 国税審議会等の概要及び最近の活動状況 - 税務行政の現状と課題
第27回	令和6年12月3日	- 国税審議会等の概要及び最近の活動状況 - 税務行政の現状と課題

1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員10人以内で組織

2 所掌事務

- ・ 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条）
- ・ 公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の8）
- ・ 酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令にあたり意見を述べる事（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項）
- ・ 酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後の命令にあたり意見を述べる事（資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項）
- ・ 酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べる事（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）

3 最近の活動状況

回次	開催日	議題
第22回	令和4年1月19日	・ 酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部改正 ・ 清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正 ・ 酒類における有機の表示基準を定める件の廃止 ・ 酒類の表示の基準における重要基準を定める件の一部改正 ・ 酒類行政における最近の取組等 ・ ビール業界におけるCO₂排出量削減の取組
第23回	令和4年6月3日～6月13日 (持ち回り開催)	・ 酒類における有機の表示基準を定める件の廃止
第24回	令和5年3月15日	・ 酒類行政における最近の取組等 ・ ビール業界等におけるCO₂排出量削減の取組について

(注) 令和4年1月6日から令和7年1月5日までの間に開催された酒類分科会を記載

- 1 酒類分科会について
- 2 国税庁における酒類行政
- 3 酒類業をめぐる最近の状況
- 4 酒類業振興の取組
- 5 酒類の公正な取引環境の整備

《参考資料》

- 6 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例
- 7 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて

国税庁（本庁）

鑑定企画官
（分析、鑑定、技術支援等）

酒税課
（酒税、酒類業の発達等）

酒類業振興・輸出促進室
（日本産酒類の輸出促進、国際交渉等）

独立行政法人 酒類総合研究所 （広島県）

成分解析研究部門

品質・評価研究部門

醸造技術研究部門 他

※酒類の高度な分析・鑑定、酒類に関する研究・調査、情報の提供等を行う、日本で唯一の酒類に関する国の研究機関



国税局（11局1所）

札幌国税局	仙台国税局	関東信越国税局	東京国税局
大阪国税局	広島国税局	金沢国税局	名古屋国税局
高松国税局	福岡国税局	熊本国税局	沖縄国税事務所

酒税課
（酒税、酒類業の発達等）

酒類業調整官
（酒類業の振興等）

鑑定官室
（分析、鑑定、技術支援等）

統括国税調査官
（酒税調査）

※沖縄国税事務所においては、酒税課は間税課、鑑定官室は主任鑑定官に読み替える。
※統括国税調査官は、仙台、関東信越、東京、名古屋、大阪、熊本にのみ設置されている。



税務署（524署）

酒類指導官
（酒税、酒の免許等）

※酒類指導官は524署中82署に設置されており、広域運営を行っている。

【国税庁の任務】「酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収」「酒類業の健全な発達」

酒類業界の現状

国内市場の状況

国内市場は、中長期的に縮小。他方で、清酒の出荷金額単価上昇がみられるなど、高付加価値化の動きも。

酒類輸出の状況

日本産酒類の輸出額は、2017年から2022年の5年間で2.6倍の増加。
その後伸び悩みの傾向にあるものの、2024年は1,337億円。

酒類業界の主な課題と国税庁の取組

酒類業の振興

コンプライアンスの確保

課
題

商品の差別化・
高付加価値化等

海外市場の開拓
(輸出促進)

技術の活用と
人材の確保等

中小企業支援

免許制度等の
適切な執行

公正な取引
環境の整備等

国
税
庁
の
取
組

- ブランド化推進事業
- 酒類業振興支援事業（新商品・サービスの開発）
- 地理的表示（GI）制度の活用
- 表示基準の周知・見直し等

- 輸出拡大実行戦略の推進
- 酒蔵ツーリズムの推進
- 日本産酒類輸出促進コンソーシアム
- 展示会出展、バイヤー招へい、商談会
- 国際交渉

- 酒類業振興支援事業（ICT技術の活用）
- ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」の認知度向上等に向けた取組
- 酒類総合研究所による技術支援

- 業界団体との連携
- 中小企業向け施策の情報提供（関係省庁・機関、地方自治体等との連携）
- 技術相談等の技術支援

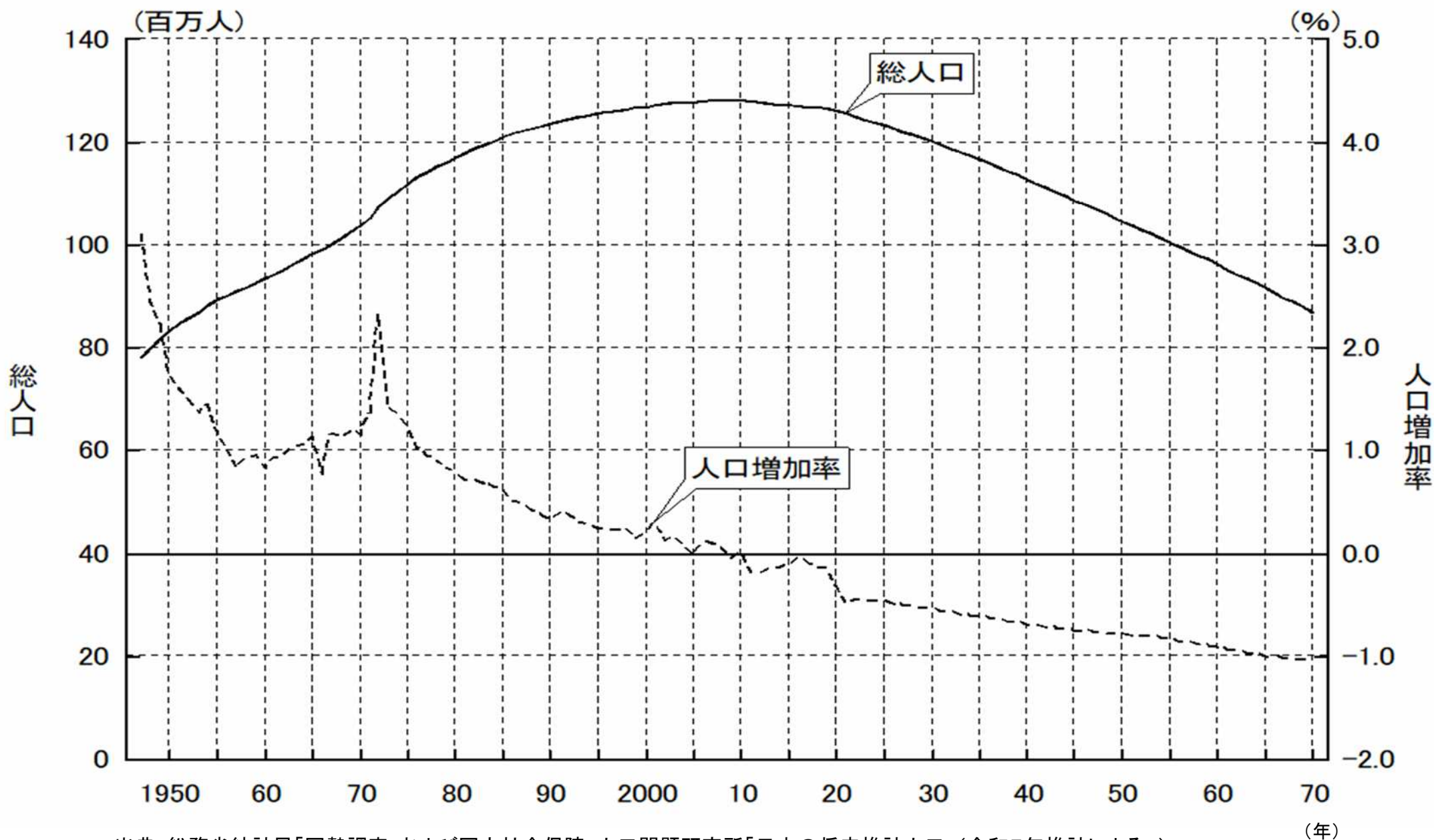
- 酒類の製造及び販売業免許の審査等
- 酒類製造場・販売場の実態把握
- 酒類業組合の監督
- 適正な表示、品質・安全性の確保

- 酒類の取引状況等実態調査
- 「酒類の公正な取引に関する基準」の見直し
- アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）の推進
- 20歳未満の者等の飲酒防止対策

- 1 酒類分科会について
- 2 国税庁における酒類行政
- 3 酒類業をめぐる最近の状況
- 4 酒類業振興の取組
- 5 酒類の公正な取引環境の整備

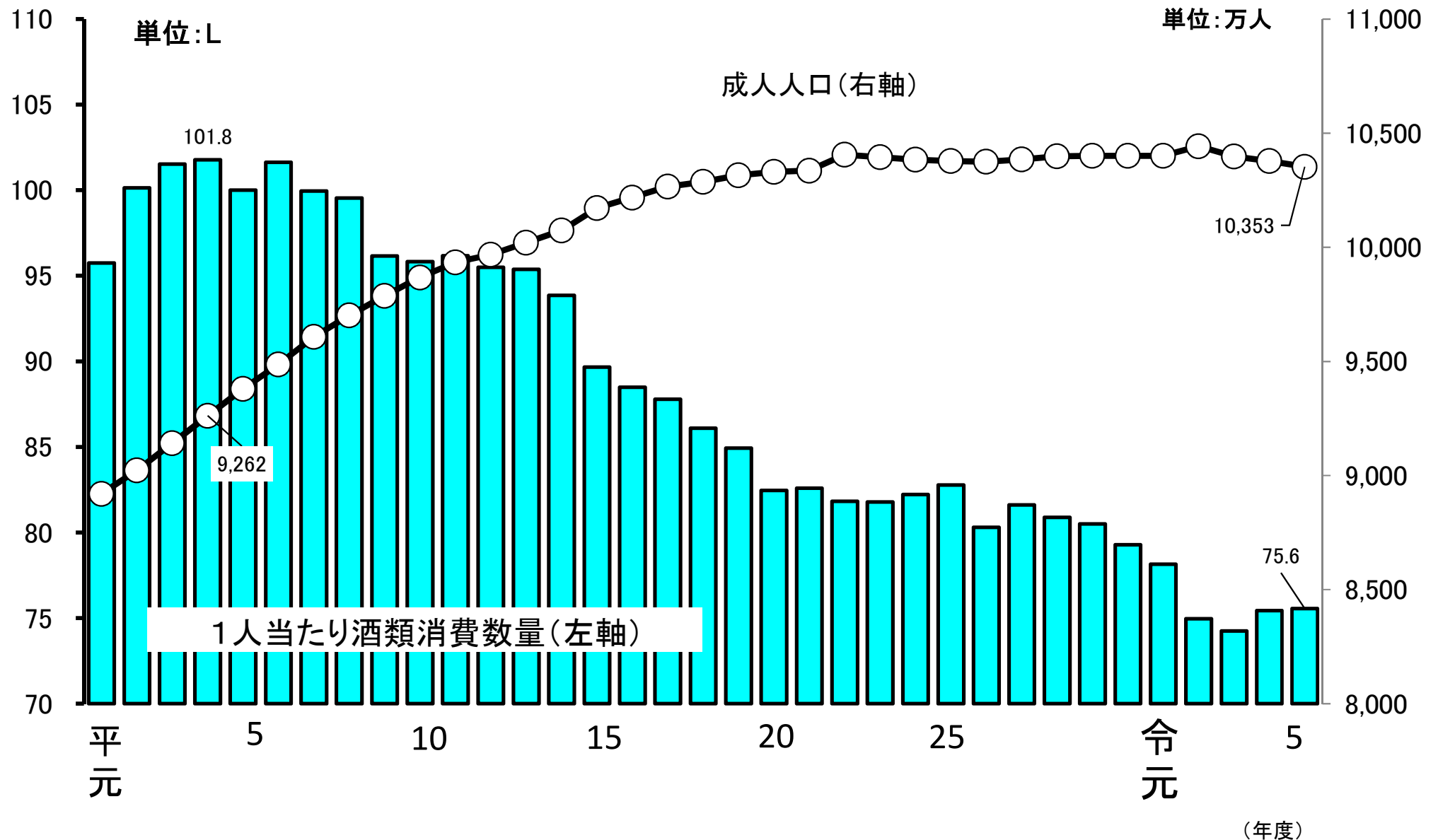
《参考資料》

- 6 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例
- 7 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて



出典：総務省統計局「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和5年推計による。）

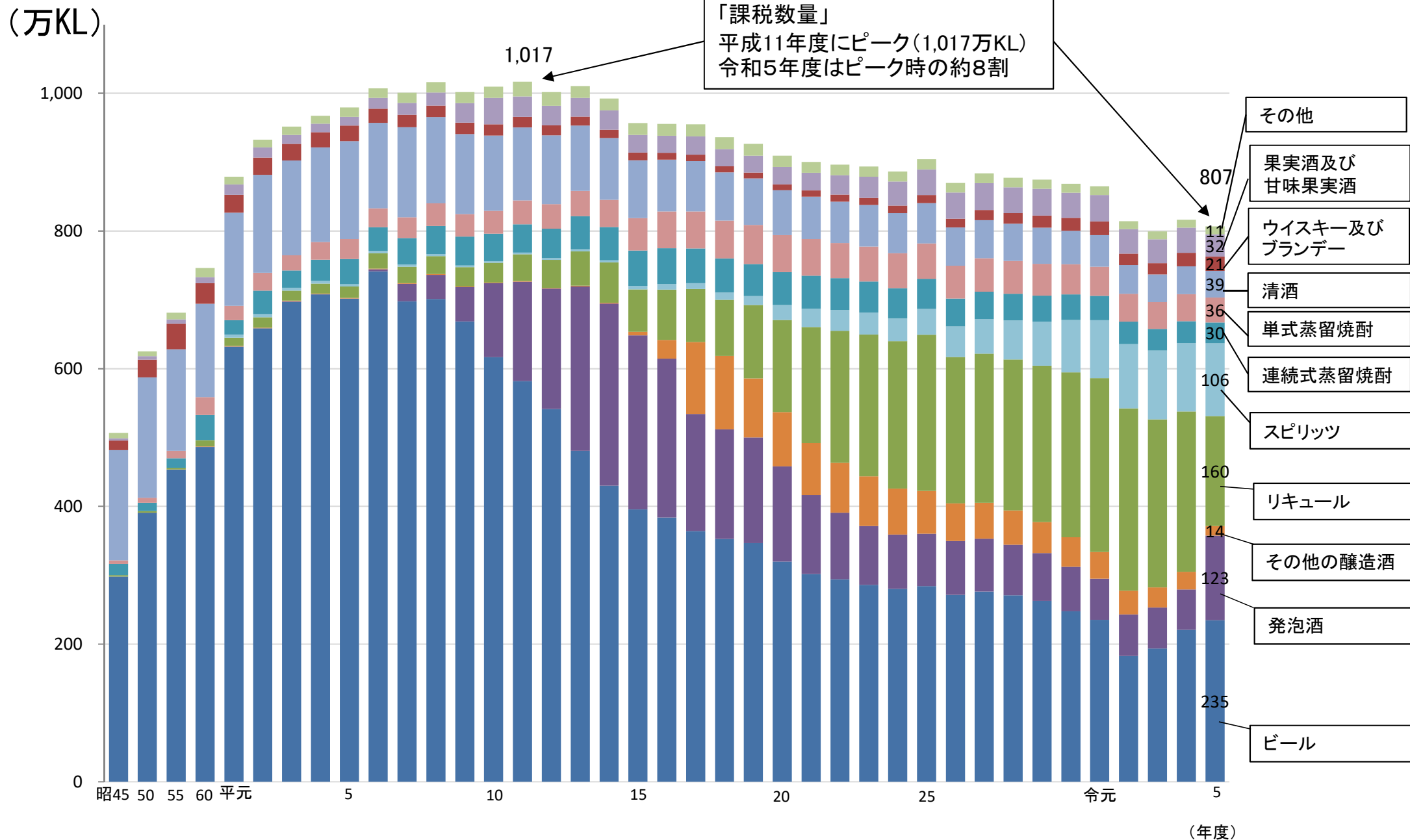
成人一人当たり酒類消費数量の推移



出典：成人（20歳以上）人口は、国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）による。

（注）1人当たり酒類消費数量（左軸）に沖縄分は含まない。

酒類課税数量の推移

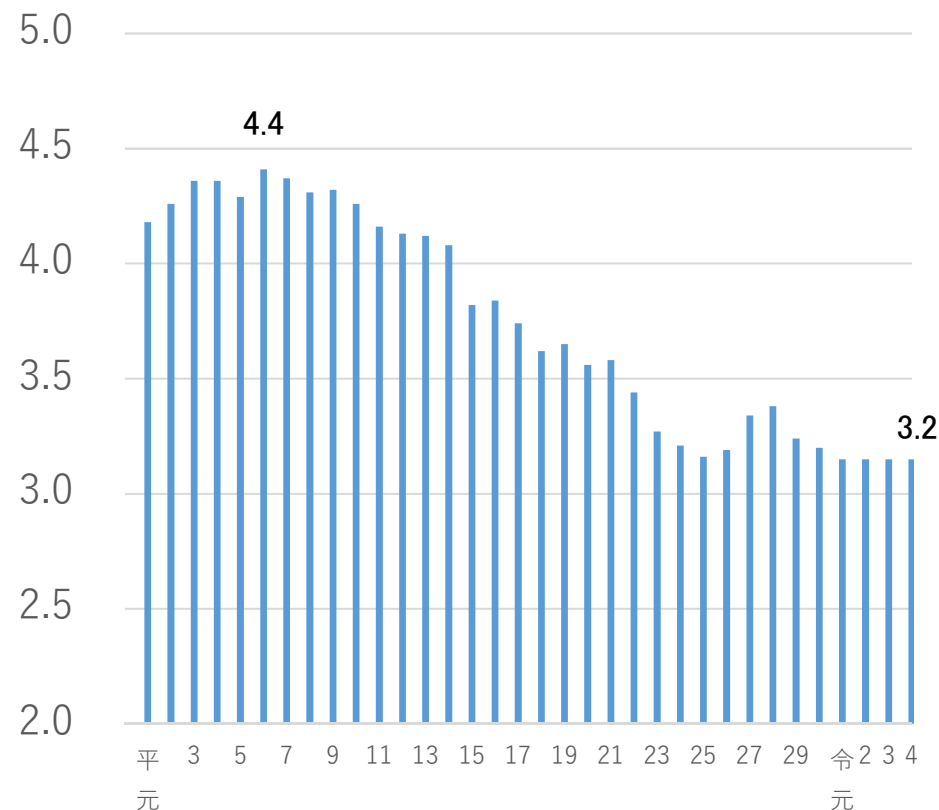


出典：国税庁HP「統計年報」各年度の数值

- 酒類の出荷金額は長期的に減少しているものの、ここ数年はおおむね横ばい。
- 飲食店消費については、コロナ禍前の水準には届いていないものの、回復傾向。

○ 酒類の出荷金額の推移

(兆円)



(注) 従業員 4 人以上の事業所

(出典) 経済産業省「工業統計調査」総務省「経済構造実態調査」より作成

○ 最近の酒類の消費動向

- ・ 数値は、コロナ禍前の令和元年（2019年）の消費金額を100とした場合の各年の消費金額の比率（小数点第二位以下については四捨五入）

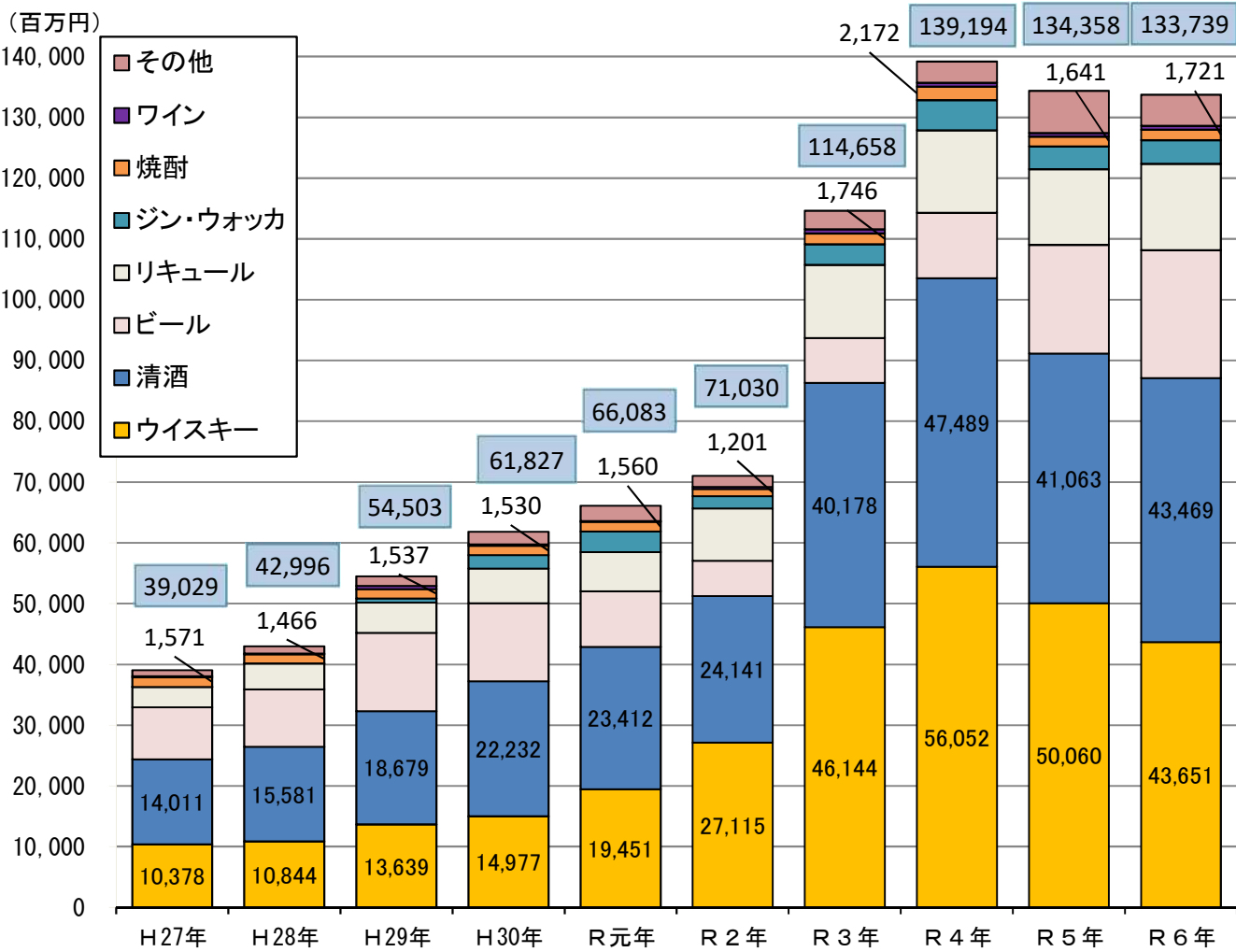
	令和元年 (コロナ禍前)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
家庭消費 + 飲食店消費	100	92	83	88	102	105
家庭消費	100 (4.1万円)	114 (4.6万円)	111 (4.5万円)	109 (4.4万円)	112 (4.6万円)	110 (4.5万円)
飲食店消費	100 (2.0万円)	47 (0.9万円)	24 (0.5万円)	46 (0.9万円)	81 (1.6万円)	93 (1.9万円)

(出典) 総務省統計局「家計調査」

(「2人以上世帯」の1世帯当たり平均消費支出金額【名目】)

- 令和6年の輸出金額は1,337億円（対前年比▲0.5%）となり、令和5年と概ね同水準。下期は前年同期比で増加。
- 個別品目では、ウイスキーが減少（対前年比▲12.8%）した一方で、清酒（対前年比+5.9%）及び焼酎（対前年比+4.8%）は増加。ビール及びリキュールについては、過去最高額を更新。

○ 最近の酒類の輸出動向



○ 品目別輸出金額

(単位：百万円)

品 目	令和5年	対前年 増減率	令和6年	対前年 増減率
ウイスキー	50,060	▲10.7%	43,651	▲12.8%
清酒	41,063	▲13.5%	43,469	+5.9%
ビール	17,906	+66.6%	21,045	+17.5%
リキュール	12,433	▲8.6%	14,191	+14.1%
ジン・ウォッカ	3,758	▲24.4%	3,912	+4.1%
焼酎	1,641	▲24.4%	1,721	+4.8%
ワイン	567	▲17.4%	643	+13.4%
その他	6,930	+99.7%	5,109	▲26.3%
合計	134,358	▲3.5%	133,739	▲0.5%

○ 輸出金額上位10か国・地域

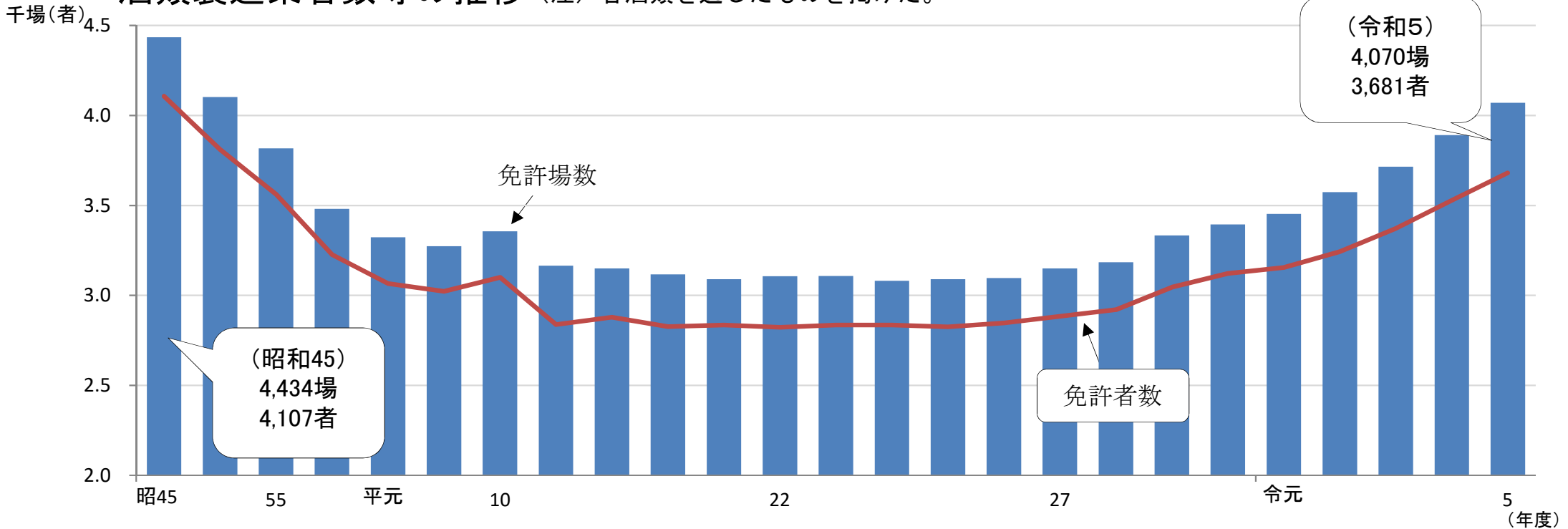
(単位：百万円)

国・地域	令和5年	対前年 増減率	令和6年	対前年 増減率
アメリカ合衆国	23,719	▲11.4%	26,468	+11.6%
中華人民共和国	32,171	▲18.5%	24,494	▲23.9%
大韓民国	14,272	+156.0%	16,944	+18.7%
台湾	13,516	+12.4%	15,943	+18.0%
香港	9,444	▲18.5%	10,313	+9.2%
オランダ	6,710	+59.7%	7,780	+15.9%
シンガポール	7,693	▲6.6%	7,757	+0.8%
オーストラリア	6,583	+17.2%	4,371	▲33.6%
フランス	5,062	▲18.2%	3,712	▲26.7%
カナダ	1,722	▲31.3%	2,342	+36.0%
(参考)EU・英国	16,358	+4.7%	15,462	▲5.5%

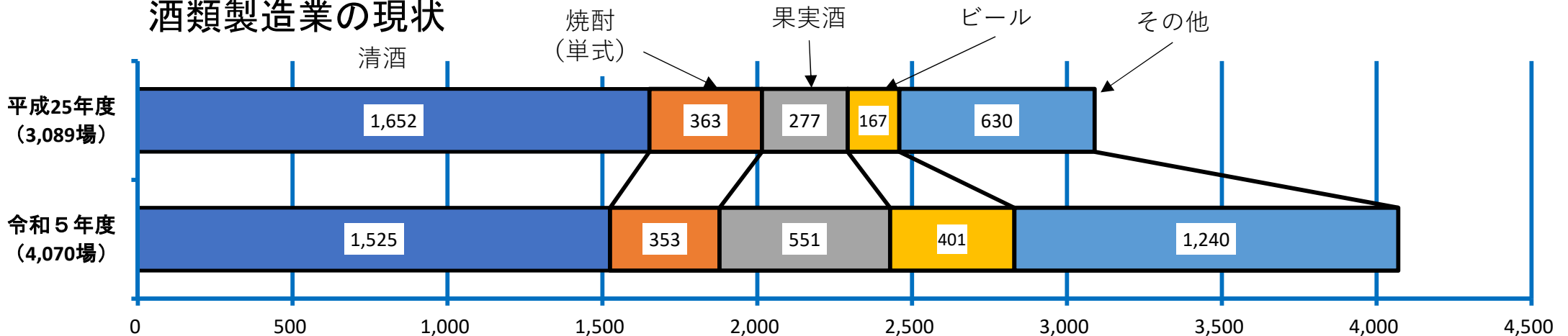
出典：財務省貿易統計

酒類製造業者数等の推移

酒類製造業者数等の推移 (注) 各酒類を通じたものを掲げた。



酒類製造業の現状



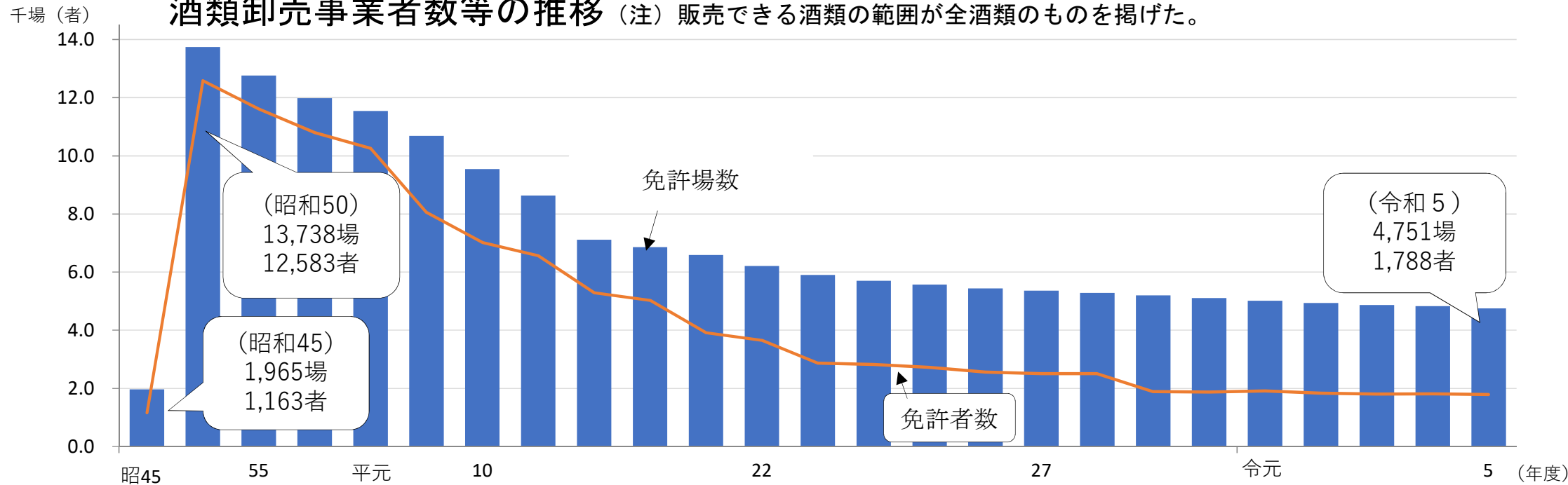
(注) 複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い酒類の品目で計上している。

出典：国税庁HP「統計年報」各年度の数値

酒類の卸売・小売事業者数等の推移

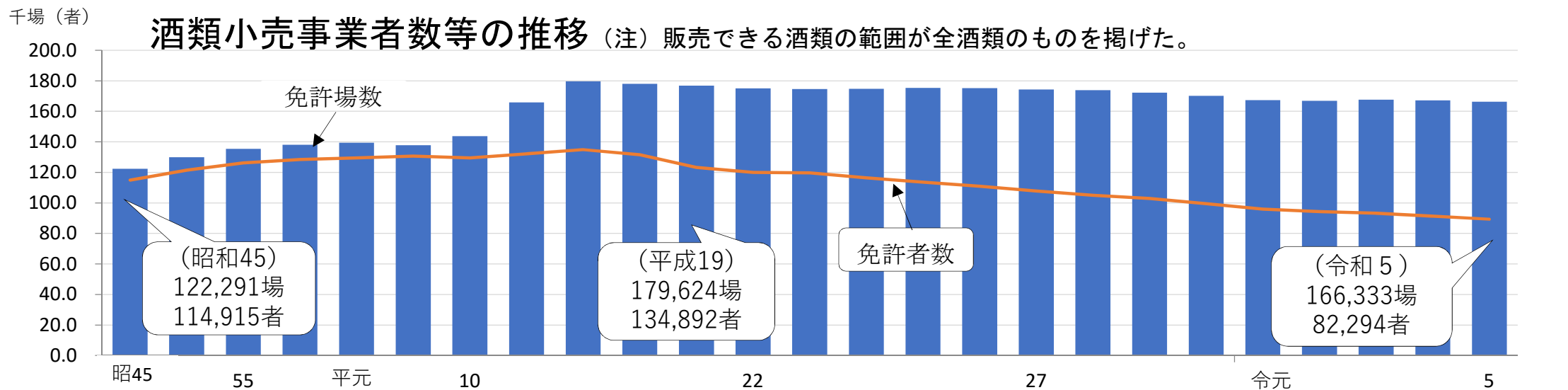
酒類卸売事業者数等の推移

(注) 販売できる酒類の範囲が全酒類のものを掲げた。



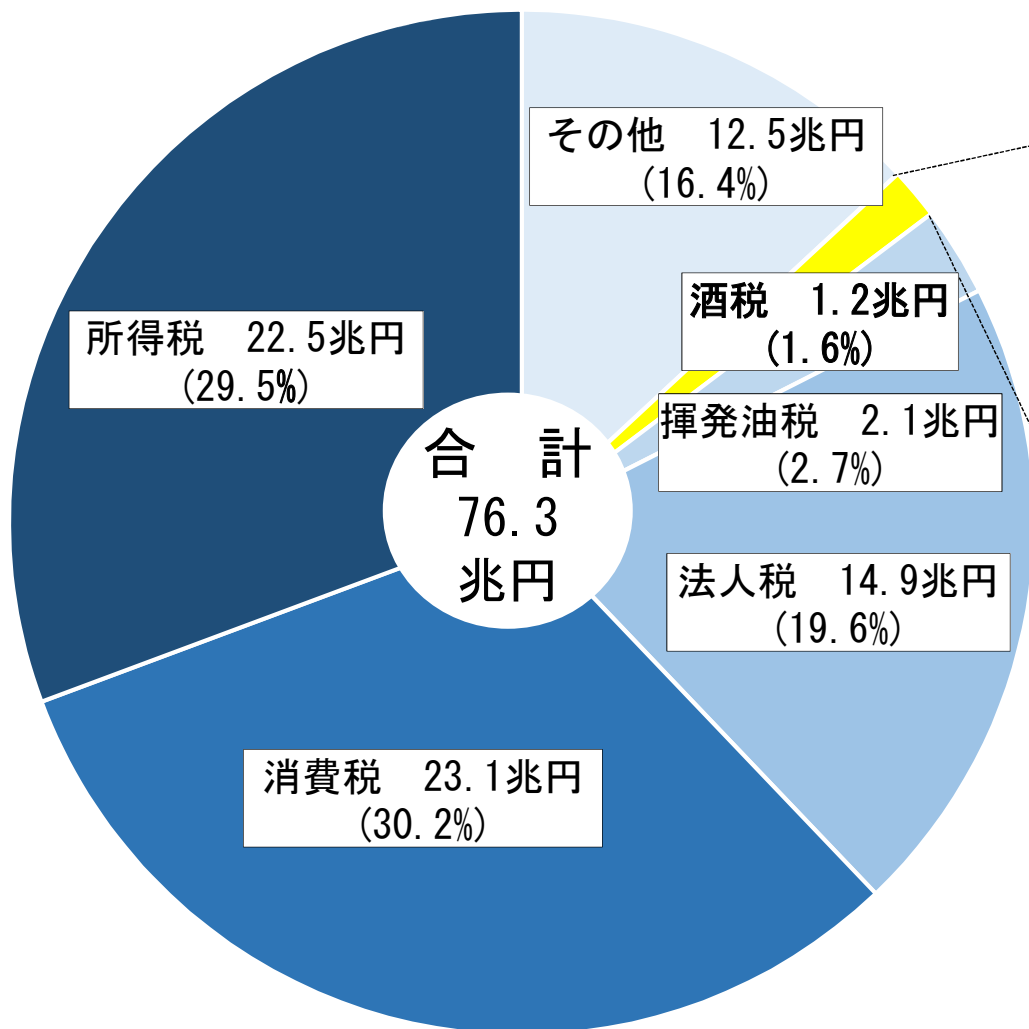
酒類小売事業者数等の推移

(注) 販売できる酒類の範囲が全酒類のものを掲げた。

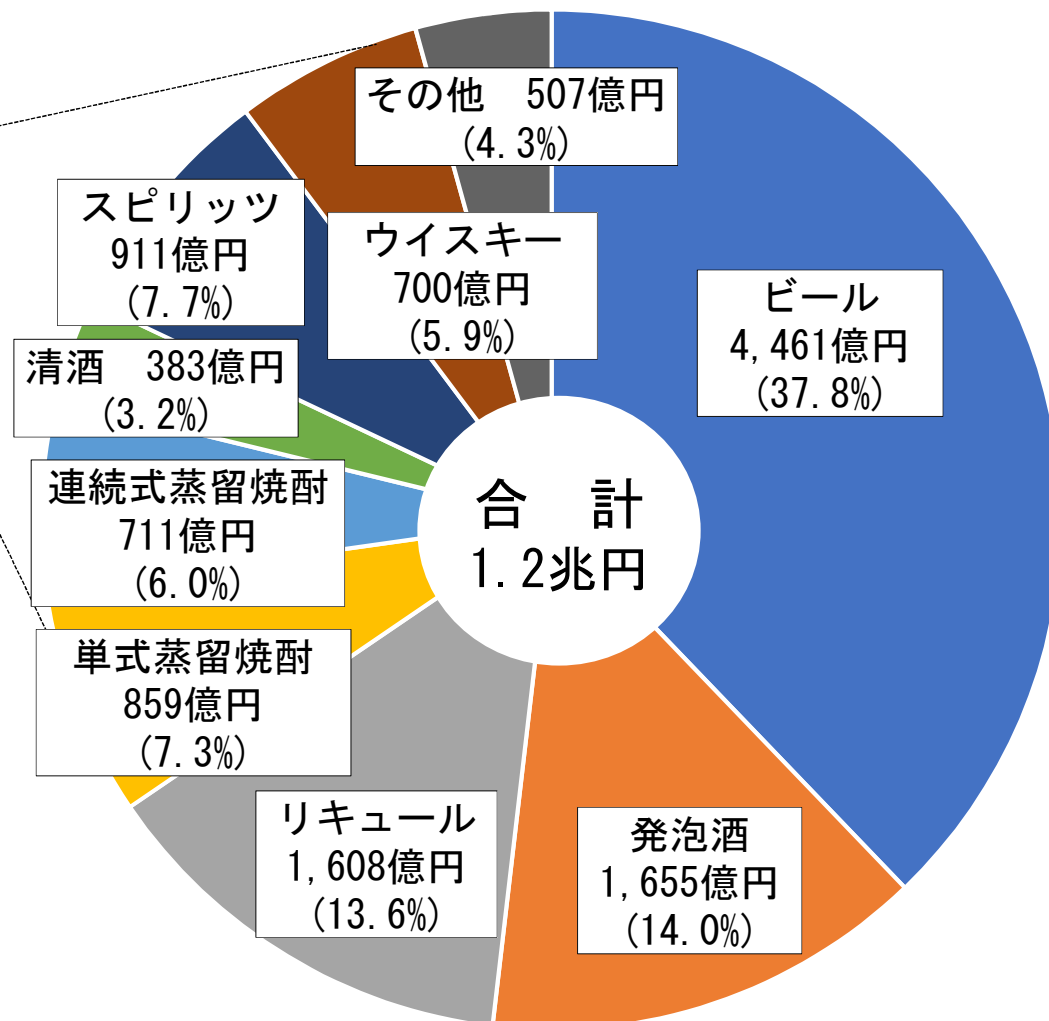


国税収入における酒税額（令和5年度決算）

○ 国税収入の内訳



○ 酒税収入の内訳



品目ごとの酒税額の推移

(単位:億円)

品目 年度		清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和	50	2,600	14	74	28	28	4,190	26	13	1,976	143	0	22	12	1	9,125
	60	2,728	17	318	134	58	11,608	73	28	3,662	477	8	116	102	12	19,336
平成	元	1,963	15	249	139	20	13,150	63	13	2,294	375	0	111	148	8	18,549
	7	1,709	39	581	300	20	15,464	85	13	1,431	323	301	217	115	11	20,610
	17	918	50	1,185	1,274	24	8,068	170	9	318	41	2,281	674	109	731	15,849
	27	635	34	946	1,161	22	6,068	301	11	490	24	1,034	1,786	446	421	13,378
	28	617	31	913	1,145	21	5,948	293	9	493	22	988	1,805	506	404	13,195
	29	602	29	891	1,111	21	5,768	304	9	548	21	937	1,866	567	365	13,039
令和	30	557	26	878	1,042	20	5,438	282	11	597	20	866	1,972	666	347	12,723
	元	523	25	838	1,011	20	5,164	298	12	632	19	803	2,087	731	314	12,476
	2	451	20	773	970	19	3,831	293	11	590	17	813	2,394	804	315	11,300
	3	419	19	745	933	19	3,862	300	9	575	17	803	2,481	847	317	11,345
	4	426	19	745	936	19	4,405	316	10	666	18	789	2,388	863	276	11,878
	5	383	19	711	859	19	4,461	292	12	700	16	1,655	1,608	989	149	11,796

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)の酒税課税状況(国税局分及び税関分の合計)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目とした。

3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

- 1 酒類分科会について
- 2 国税庁における酒類行政
- 3 酒類業をめぐる最近の状況
- 4 酒類業振興の取組
- 5 酒類の公正な取引環境の整備

《 参考資料 》

- 6 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例
- 7 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて

○ 登録無形文化財登録

- 令和3年12月 「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

○ 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

○ 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

○ ユネスコ無形文化遺産への提案・登録

- 令和5年3月 ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）
- 令和6年6・9月 ユネスコ評価機関会合
- 令和6年11月 ユネスコ評価機関による評価結果公表
- 令和6年12月 ユネスコ政府間委員会において無形文化遺産代表一覧表への「記載」（登録）が決定

○ 機運醸成事業

- これまで、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて、文化庁等と連携し、各種機運醸成事業（国内外におけるシンポジウムの開催等）を実施



（国内でのシンポジウムの模様）



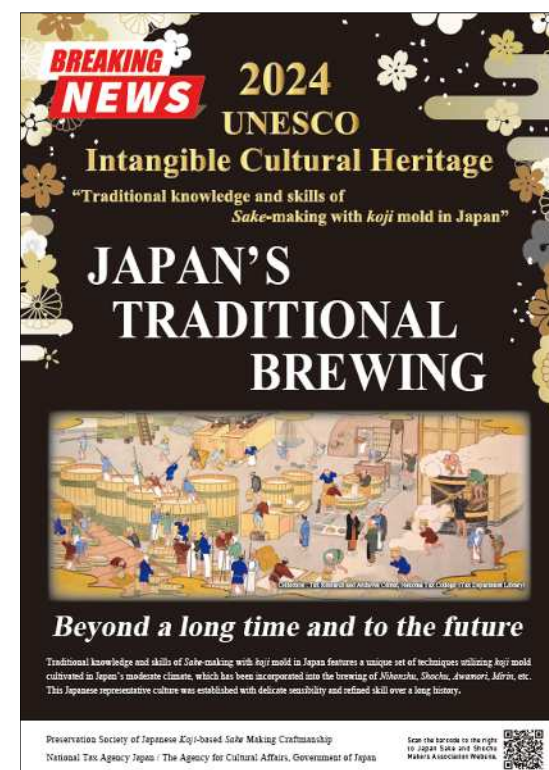
（ALT等向け酒蔵見学ツアーの模様）



（海外でのシンポジウムの模様）



※ALT：小中学校等の外国語指導助手



「伝統的酒造り」 ユネスコ登録関係

● 認知度向上 (伝統的酒造り関係)

2.3億円



「伝統的酒造り」に関する国内外の認知度を高める

- ・新聞広告
- ・主要駅デジタルサイネージ広告
- ・機内シートモニター広告（予定）



- ・国内外での各種プロモーションイベントの開催

2025大阪・関西万博の機会も活用
日本酒造組合中央会、文化庁、外務省（在外公館）、JETRO等とも連携

認知度向上・販路拡大支援

● 酒類業振興支援事業費補助金

7.0億円

6.0億円

- ①ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援
- ②商品の差別化や販売手法の多様化による国内外の新市場開拓等の取組を支援

[取組例]



訪日外国人向け酒蔵ツアーの取組



外国人を対象とした自社製品の試飲プロモーション



原料等を見直したセカンドブランドづくりに挑戦

● 認知度向上（日本産酒類の魅力を発信）

2.8億円

9.3億円

- ・国際イベント等でのPR
- ・国際的な酒類教育機関の講師等、発信力を持つ関係者の国内招聘



大規模展示会への出展支援
(令和6年7月、バンコク)

● 販路拡大（輸出拡大に向けたマッチング支援）

- ・海外大規模展示会への出展支援や海外輸出コーディネーター等による商談会の開催等
- ・酒類製造者と輸出卸・商社とのマッチングや海外販路開拓を支援する日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運用
- ・輸出先国の消費者の嗜好や各種規制、販路開拓手法等に係る海外市場調査・情報収集

● 高付加価値化支援

(日本産酒類のブランド価値向上を支援)



国税局鑑定官（お酒の専門家）による技術相談への助言

- ・地理的表示(GI)のPR、活用促進
- ・商品の差別化・高付加価値化のための技術支援

● 酒類総研の機能強化 ((独) 酒類総合研究所)

1.9億円

酒類の輸出に必要な証明書の発行体制、酒類の分析体制の強化等

● 清酒製造業近代化事業費等補助金（日本酒造組合中央会）

厳しい経営環境も踏まえ、伝統的酒造りや万博の機会も活用し、経営の安定化を図る



日本酒フェアの開催



國酒の文化的な価値や魅力の発信につながる、国際空港國酒キャンペーン等の実施

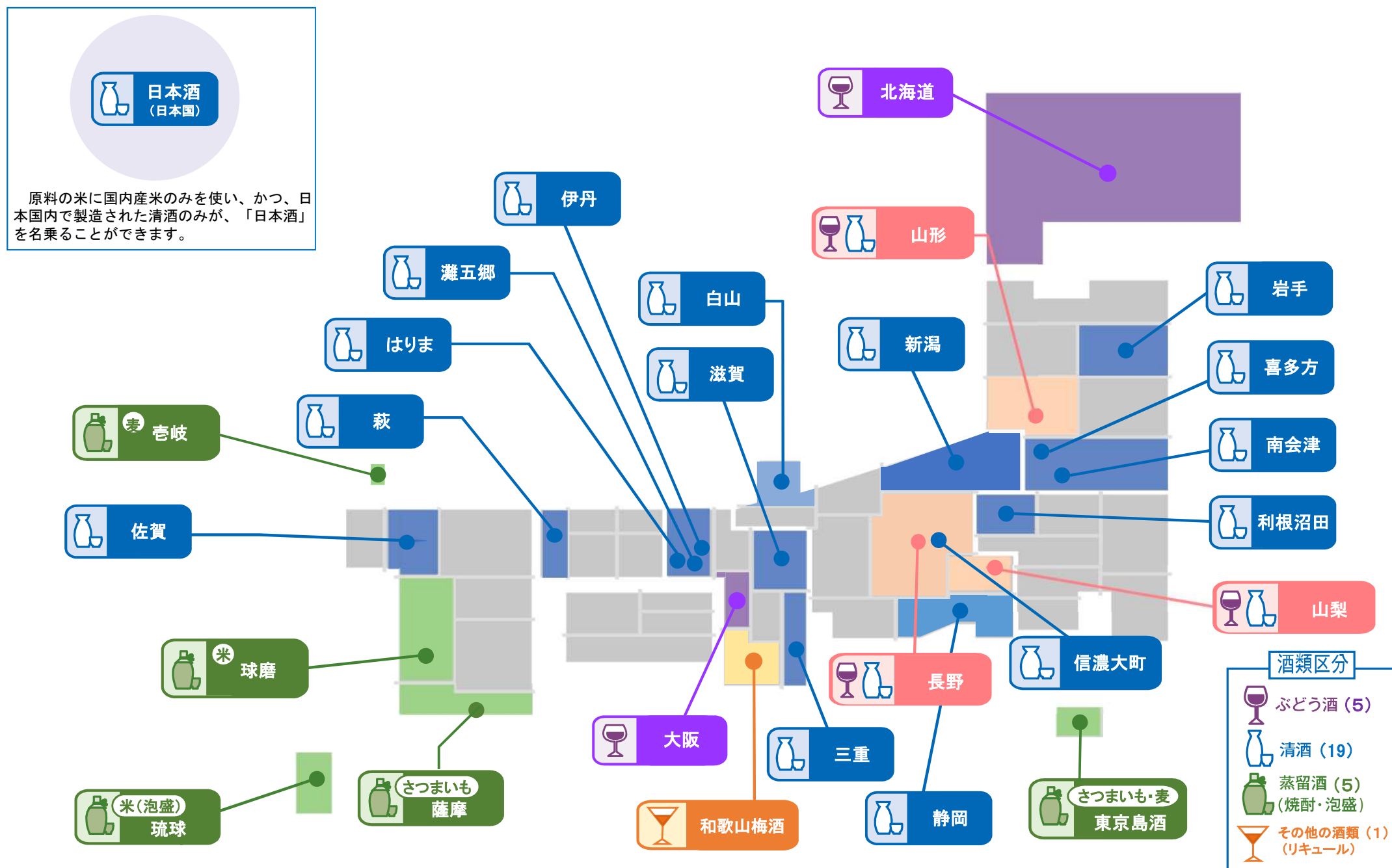
1.9億円

6.2億円

原料米等高騰対策

● 信用保証事業（日本酒造組合中央会）

短期での運転資金の円滑な調達に係る支援措置を行うため、日本酒造組合中央会に造成済の基金による信用保証事業を活用（既存の基金残高を活用）



注 地図上では、都道府県単位で着色を行っており、必ずしも産地の範囲と一致しているわけではありません。

酒類の地理的表示の指定状況②

	名称 ※ 1	産地の範囲	指定日等
	壱岐	長崎県壱岐市	平成 7 年 6 月30日
	球磨	熊本県球磨郡、 人吉市	平成 7 年 6 月30日
	琉球	沖縄県	平成 7 年 6 月30日 (令和 2 年 9 月14日変更)
	薩摩	鹿児島県 (奄美市、大島郡 を除く)	平成17年12月22日
	白山	石川県白山市	平成17年12月22日
	山梨	山梨県	平成25年 7 月16日
	日本酒	日本国	平成27年12月25日
	山形	山形県	平成28年12月16日
	灘五郷	兵庫県神戸市灘区、 東灘区、芦屋市、 西宮市	平成30年 6 月28日 (令和 2 年 8 月17日変更)
	北海道	北海道	平成30年 6 月28日
	はりま	兵庫県姫路市 他21市町 ※ 2	令和 2 年 3 月16日

	名称 ※ 1	産地の範囲	指定日等
	三重	三重県	令和 2 年 6 月19日
	和歌山梅酒	和歌山県	令和 2 年 9 月 7 日
	利根沼田	群馬県沼田市、利根 郡片品村、川場村、 昭和村、みなかみ町	令和 3 年 1 月22日
	萩	山口県萩市、 阿武郡阿武町	令和 3 年 3 月30日
	山梨	山梨県	令和 3 年 4 月28日
	佐賀	佐賀県	令和 3 年 6 月14日
	大阪	大阪府	令和 3 年 6 月30日
	長野	長野県	令和 3 年 6 月30日
	長野	長野県	令和 3 年 6 月30日
	山形	山形県	令和 3 年 6 月30日
	新潟	新潟県	令和 4 年 2 月 7 日

	名称 ※ 1	産地の範囲	指定日等
	滋賀	滋賀県	令和 4 年 4 月13日
	信濃大町	長野県大町市	令和 5 年 6 月30日
	岩手	岩手県	令和 5 年 9 月25日
	静岡	静岡県	令和 5 年11月30日
	東京島酒	伊豆諸島 ※ 3	令和 6 年 3 月13日
	南会津	福島県南会津郡 南会津町	令和 6 年 8 月30日
	伊丹	兵庫県伊丹市	令和 6 年11月29日
	喜多方	福島県喜多方市、 耶麻郡西会津町	令和6年12月20日

※1 名称は、指定日順に記載。なお、指定日が同一の場合は、名称の五十音順に記載。更に、名称が同一の場合は、酒類区分(ぶどう酒、清酒、蒸留酒、その他の酒類)順に記載。

※2 兵庫県相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町

※3 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村

- 1 酒類分科会について
- 2 国税庁における酒類行政
- 3 酒類業をめぐる最近の状況
- 4 酒類業振興の取組
- 5 酒類の公正な取引環境の整備

《 参考資料 》

- 6 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例
- 7 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて

- 平成7年3月31日 行政改革推進本部が策定した「規制緩和推進計画」を閣議決定
- 平成10年3月31日 行政改革推進本部が新たに策定した「規制緩和推進3か年計画」を閣議決定
(酒類小売業免許に言及)
- 平成13年1月1日 酒類小売業免許に係る規制の緩和(距離基準の廃止)
- 平成15年9月1日 酒類小売業免許に係る規制の緩和(人口基準の廃止)
※酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(議員立法)が成立
(平成15年7月7日施行)
- 平成18年8月31日 国税庁「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表
- 平成26年6月20日 「健全な飲酒環境の整備に関する請願」国会採択・内閣送付
- 平成28年5月12日 過度な価格競争を防止する等の観点から、「酒税法等の一部を改正する法案(議員立法)」が衆議院にて可決(全会一致)
- 平成28年5月27日 同法案が参議院にて可決、成立 (6月3日公布)
- 平成29年3月31日 酒類の公正な取引に関する基準制定(国税庁)(平成29年6月1日施行)
- 令和4年3月31日 同基準を一部改正(売上原価の算定方法、費用配賦の方法)

- 酒類業者の自主的な取組を促進するため、平成18年8月に「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表
- 平成28年6月に公布された酒税法等の一部改正法に基づき、平成29年3月に「酒類の公正な取引に関する基準」を制定
- これらを踏まえ、酒類の公正な取引環境の整備を確保するため、取引状況等実態調査を実施

【事務運営指針】

酒類に関する公正な取引のための指針 (平成18年8月（令和4年3月一部改正）)

- 1 合理的な価格の設定
価格は「仕入価格＋販管費＋利潤」となる設定が合理的
- 2 取引先等の公正な取扱い
合理的な理由がなく取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める大きな一因
- 3 公正な取引条件の設定
取引上優越した地位にある者が、自己に有利な要求や不利益な取扱いをする場合、納入業者の経営悪化及び製造業者の代金回収に影響
- 4 透明かつ合理的なリベート類
透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき

【平成29年3月国税庁告示第2号】

酒類の公正な取引に関する基準 (平成29年3月（令和4年3月一部改正）)

【公正な取引の基準】

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならない。

- ① 正当な理由なく、酒類を総販売原価（売上原価＋販管費）を下回る価格で継続して販売すること
- ② 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

※1 基準の対象は、平成29年6月1日以降（令和4年3月一部改正の内容については、同年6月1日以降）に酒類業者（製造・卸・小売）が行う酒類の取引

※2 おおむね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとされている

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 の一部を改正する法律（議員立法）の概要

「酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行」及び「酒類の適正な販売管理の確保」を図ることを目的とした、酒税法等の一部改正法が平成28年5月27日に成立し、同年6月3日に公布。
改正法の施行日は、平成29年6月1日となっており、概要は下記のとおり。

1. 酒類の公正な取引の基準の制定

- ① 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、「公正な取引の基準」を定め、告示
- ② 公正な取引の基準を定めようとするときは国税審議会へ諮問
- ③ 基準の策定にあたっては、酒類業者の経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意
- ④ 基準を遵守しない酒類業者に対し、「指示」、「公表」、「命令」及び「罰則」（さらに酒税法に基づき「免許の取消し」）
- ⑤ 質問検査権の拡充（取引先等を対象に追加）
- ⑥ 財務大臣と公正取引委員会との間の相互報告制度の創設による連携強化

2. 酒類販売管理研修の義務化

- ① 酒類小売業者に対し、その選任する酒類販売管理者に関して、以下の事項を義務化
 - ・ 酒類販売管理研修の受講者の中から酒類販売管理者を選任
 - ・ 一定期間（3年以内）ごとの酒類販売管理研修の受講（再受講義務）
- ② 酒類販売管理研修の再受講義務違反に対する勧告、命令及び罰則
- ③ 酒類販売管理者の氏名、研修の受講事績等を記載した標識の販売場ごとの掲示の義務化

- 広告などの情報から、基準や指針に従っていない取引等を行っている可能性があると考えられた酒類事業者に対して、取引状況等実態調査を実施
- 令和5事務年度（令和5年7月から令和6年6月まで）の取引状況等実態調査においては、指示3件、嚴重指導4件を実施（前年は指示2件、嚴重指導4件）

調査件数の合計 (令和5年7月～令和6年6月)	件 88
内 指示件数	3
内 嚴重指導の件数	4
内 指導件数	77
内 違反なし件数	4

【照会文書の取組】

令和5事務年度からは、酒類業者に対する公正取引基準の周知・啓発のほか、自社の価格設定等が基準や指針に従って行われているか自主的に見直すこと等を目的とした照会文書を発送する取組を開始した。

- 1 酒類分科会について
- 2 国税庁における酒類行政
- 3 酒類業をめぐる最近の状況
- 4 酒類業振興の取組
- 5 酒類の公正な取引環境の整備

《 参考資料 》

- 6 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例
- 7 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて

酒類分科会資料 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例

指示事例 1 【大阪国税局】	
業 態	小売業（スーパーマーケット）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒及びRTDを総販売原価割れで販売していた。
違反原因	総販売原価の費用配賦において、合理的とは認められない方法を採用して販売管理費率を算出していた。その上で、競合他社の販売価格を踏まえ、販売価格を低く設定していた。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売事業者へ相当程度の影響を与えていたことが認められたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

指示事例 2 【大阪国税局】	
業 態	小売業（スーパーマーケット）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因	総販売原価の費用配賦において、合理的とは認められない方法を採用して販売管理費率を算出していた。その上で、競合他社の販売価格を踏まえ、販売価格を低く設定していた。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売事業者へ相当程度の影響を与えていたことが認められたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

指示事例 3 【福岡国税局】	
業 態	小売業（ディスカウントストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品及び焼酎を総販売原価割れで販売していた。
違反原因	透明性・合理性のないリベートを仕入に係る値引きとしていた。 また、総販売原価の費用配賦において、グループ法人全体の支出を元にした販売管理費率を使用する等、合理的な方法を採用していなかった。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売業者へ相当程度の影響を与えていたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

みんなに知ってほしい 飲酒のこと

飲酒は健康だけでなく、様々な影響をおよぼします。
一人ひとりがアルコールのリスクを理解し、
どのような影響があるか、自分にあった飲酒量を決め、
健康に配慮した飲酒を心がけましょう。

あなたの行動をチェック！

お酒との付き合い方を見直してみよう

- **自らの飲酒状況などを把握する**
- あらかじめ量を決めて飲酒する
- 飲酒前、飲酒中に食事をする
- 飲酒の合間に水を飲む
- 1週間のうち、飲まない日を設ける

以下のような飲酒や飲酒後の行動は避けましょう

- 一時的な飲酒（急いで飲まないようにしましょう）
- 他人への飲酒の強要
- 不安や不眠を解消するための飲酒
- 病気など療養中の飲酒や服薬後の飲酒
- 飲酒中、飲酒後の運転や入浴

飲酒チェックツール

飲酒量チェック

アルコールウォッチ

自分が飲んだお酒の種類と濃度、標準的な飲酒量（純アルコール量）とお酒の分解にかかる時間が計測できます。自分の健康を管理するための方法の1つとして、活用してみましょう。

飲酒運転防止

お酒の影響を受けやすい ③つの要因とは

①
年齢の違いによる影響

高齢者は体内の水分量の減少等で、若い頃と同じ飲酒量でもアルコールの影響が強く現れ、脳梗塞、骨折、筋肉の減少の危険性が高まります。
20歳代の若年者は脳の発達途中であり、健康問題のリスクが高まる可能性があります。

②
性別の違いによる影響

女性は、一般的に男性と比べて体内の水分量が少なく、分解できるアルコール量も少ないため、アルコールの影響を受けやすいことが知られています。

③
体質の違いによる影響

体内の分解酵素の働きが強弱などが個人によって大きく異なり、顔が赤くなったり、動悸や吐き気を引き起こす可能性があります。

他にも、過度な飲酒による影響

長期・大量に飲酒することによる「発症」

- ・アルコール依存症・生活習慣病・肝疾患
- ・がんなど

飲酒後にトラブルが発生「行動圏」

- ・高熱での作業による事故・怪我や他人とのトラブル
- ・火気を使う調理の扱いによる事故 など

＜飲酒にかかる留意事項＞・飲酒運転や20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。・妊娠中や身体的にお酒を受け付けられない人は飲酒を避けましょう

